

## 旭川市公立大学法人評価委員会の概要

## 1 設置根拠

公立大学法人については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、第三者による外部評価の仕組みとして法人設立団体に評価委員会を置き、評価委員会は、法人の経営指針となる中期目標の作成や中期計画の認可に際して意見の提示、法人の業務実績についての評価等を行う附属機関と位置づけられている。

## 2 所掌事務

## (1) 市長が評価委員会の意見を聴く事項及び市長に意見を申し出ることができる事項

項目	業務内容	根拠条文	
市長が委員会の意見を聴く事項	中期目標	市長が中期目標を作成又は変更する際の意見の提示	法25条3項
	中期計画	市長が公立大学法人の作成する中期計画に係る認可をする際の意見の提示	法78条4項
	中期目標期間終了時	市長が中期目標の期間の終了時まで、公立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見の提示	法79条の2_2項
	財務関係	市長が出資等に係る不要財産の納付（不要財産の譲渡により生じた収入の範囲内で金額を納付する場合を含む。）に係る認可をする際の意見の提示	法42条の2_5項
市長が条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することに係る認可をする際の意見の提示		法44条2項	
市長に意見を申し出ることができる事項	役員報酬	法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る意見の申出	法56条1項 (法49条2項準用)

## (2) 公立大学法人の業務実績について評価等を行う事項

項目	業務内容	根拠条文	
法人の業務実績の評価等に関すること	法人の業務実績に関する評価	各事業年度における業務の実績についての評価	法78条の2_1項各号
		中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（認証評価機関の教育及び研究についての評価を踏まえる。）	法78条の2_1項2号
		中期目標の期間における業務の実績（認証評価機関の教育及び研究についての評価を踏まえる。）	法78条の2_1項3号
	評価結果の通知等	法人に対する評価結果の通知 必要に応じた業務運営の改善等の勧告	法78条の2_4項
通知等の報告及び公表	上記の通知等に係る市長への報告及び公表	法78条の2_5項	

### 3 組織

委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・人数：5人以内</li><li>・委嘱：経営又は教育研究に関し学識経験を有する者などのうちから市長が委嘱</li><li>・任期：2年（再任可）</li></ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"><li>・選任：委員の互選により選任</li><li>・職務：会務を総理し，委員会を代表</li></ul>
会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・招集：委員長が招集</li><li>・開催：委員の過半数の出席により開催</li><li>・議決：議事は，出席委員の過半数で決する。</li></ul>